

注目!

## 安保国会

15日@衆院特別委

—左が質問、右が答弁

## 集团的自衛権

Q 国会での議論の積み重ねの中で憲法解釈は確定している。1972年の政府見解はすでに憲法の重みをもっている。それが安全保障環境が厳しくなったら拡大し、緩んできたら縮小する。伸縮自在の憲法解釈がありうるのか。(民主・長島昭久氏)

A わが国への武力攻撃が発生した場合でなければ、絶対に国民の生命、自由が根拠から覆されるような事態が起こりえないのか。変えることのできない解釈ではなく、現実認識が踏まえらるべきものだと考えている。(横畠裕介・内閣法制局長官)

Q 自民党の高村正彦副総裁は衆院憲法審査会で、砂川判決が集团的自衛権を認めているという話をした。この考え方と違うところはあるか。同じ考えなら、砂川判決の中で集团的自衛権の合憲性に言及しているところはあるか。(民主・寺田学氏)

A 高村氏と同じ考えだ。武力行使の新3要件は、砂川判決そのものを根拠にしたものではないが、1972年政府見解の基本的論理に砂川判決の部分が記述されており、軌を一にする。これをもって憲法の範囲内と解している。(中谷元・防衛相)

## 自衛隊員のリスク

Q インド洋とイラクに派遣された自衛隊員だけでも54人が命を絶った。武力を伴う活動に自衛隊員が派遣されれば、心的外傷後ストレス障害(PTSD)を発症するリスクが高まるという認識はあるか。(維新・初鹿明博氏)

A 海外派遣においては、過酷な環境での活動が想定され、精神的な負担は大きなものであると考えられる。その結果、PTSDを含む精神的な問題が生じる可能性がある。メンタルヘルスケアについては十分留意して実施させる。(中谷防衛相)

## 後方支援

Q 今回の法案では、現に戦闘行為を行っている地域では後方支援をしないと明記されている。これまでの非戦闘地域に比べてどう違うのか。地理的範囲が広がり、行けなかったところに行けるようになるのか。(維新・丸山穂高氏)

A これまで行けなかったところが、現に戦闘地域でなければ行ける。非戦闘地域以外のところでも、安全が確保出来るところであれば行ける。言い換えると、非戦闘地域以外でも、戦闘地域でないならば行けるということになる。(中谷防衛相)

## 機雷除去

Q 改定された日米防衛協力のための指針(ガイドライン)では、機雷掃海が軍事協力の項目として各所に位置づけられている。米研究者の論文では日本の掃海部隊を評価する一方、米軍については脆弱と言っているのはなぜか。(共産・赤嶺政賢氏)

A 日本が優れた掃海能力を持っていることは、湾岸戦争後の活動で実証されている。論文の理由は承知しないが、隻数を比較すれば、米海軍が11隻で海上自衛隊は27隻。海自の掃海艇の方が多いとは言える。(黒江哲郎・防衛省防衛政策局長)